

# 高松市空き家相談員制度ご利用の流れ

## 空き家相談員制度とは・・・。

空き家を何とかしたいが、「業者に知り合いがない」「見知らぬ業者に飛び込みでいくのは何だか不安だ」との声が多く聞かれます。

このことから、市内に空き家を所有されている方やそのご親族が、専門的な知識を持つ不動産取引業者と、相談しやすい環境をつくるため『高松市空き家相談員制度』を設けています。

### ご利用の検討

空き家を放置すれば、老朽化が進み近隣に迷惑をかけたり、他人に被害を及ぼした場合など損害賠償を請求されることもあります。

空き家をどうするか、『売却』『賃貸』『取壊し』などを検討いただく際に、空き家相談員制度のご利用もお考えください。

### 市へ相談・申込み

まず、市くらし安全安心課へご相談ください。

お申込みされる場合は、「空き家相談員名簿」から、相談を希望する空き家相談員を3名まで選び、所定の申込書に必要事項を記入の上、市くらし安全安心課へご提出ください。

(郵送可：郵送の際は事前に市くらし安全安心課へご連絡ください)

### 空き家相談員の決定

ご希望の空き家相談員の中から、今回の相談を担当する空き家相談員を決定し、市から相談者へご連絡します。

後日、改めて、空き家相談員から相談者へご連絡します。

### 空き家相談員へ相談

相談者と空き家相談員が、直接、連絡を取り合い、空き家をどうするか、今後の方向性などに関する相談を行ってください。

**相談は無料です。**

### 相談者の相談終了

空き家相談員から、相談内容の説明を受ければ、相談業務は終了となります。

また、相談者が空き家相談員へ依頼し、空き家相談員からの有料となる説明に同意した上で、有償業務の提供契約を結んだときも、相談業務は終了となります。

### 空き家相談員から市へ報告書の提出

空き家相談員から、市くらし安全安心課へ相談結果の報告書を提出します。

相談者は、当該報告書の所定の箇所にご署名ください。